

労働者保護ルールに関する意見書

わが国においては、働く者のうち約9割が雇用関係のもとで働いており、雇用労働者が、安定的な雇用と公正な処遇のもとで安心して働くことができる環境を整備することが、デフレからの脱却、ひいては日本経済・社会の持続的な成長のために必要である。

現在、国においては、「成長戦略」のもと、「解雇の金銭解決制度」や「ホワイトカラー・エグゼンプション」の導入、「限定正社員」制度の普及等の労働者保護に関するルール改定の議論がなされているが、働く者のデメリットではなく、労使双方の納得とメリットを生む改革がなされることが重要である。

さらに、労働者派遣法の見直しも、安定した直接雇用への誘導と均等待遇の確保に向けた法整備が必要である。

よって、国会及び政府においては、労働者が安心して働くことができるよう、今後の議論において下記のとおり対応するよう強く要望する。

記

- 1 不当解雇として裁判で勝訴しても、企業が金銭さえ支払えば職場復帰の道が閉ざされる「解雇の金銭解決制度」や、長時間労働につながりかねない「ホワイトカラー・エグゼンプション」の導入、解雇しやすい正社員を増やす懸念のある「限定正社員」制度の普及等については、慎重に対応すること。
- 2 労働者派遣法の見直しは、常用労働者との代替が生じないように、派遣労働を臨時的・一時的なものに限ることを原則としつつ、より安定した直接雇用への誘導と派遣先労働者との均等待遇の確保に向けた制度を整備すること。
- 3 国際労働機関（ILO）の三者構成原則に基づき、労働者保護に関するルール改定は、労働者代表委員、使用者代表委員、公益委員で構成される労働政策審議会において、十分な議論がなされたうえで行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年（2014年）12月11日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、
内閣府特命担当大臣（規制改革）、経済再生担当大臣

（提出者）民主党・市民連合、公明党、日本共産党及び
市民ネットワーク北海道所属議員全員